

平成21年4月30日

教職員各位

新型インフルエンザに対する対応について

メキシコや合衆国などで発生している新型インフルエンザについてWHOが警戒レベルを「フェーズ5」に引き上げました。

さらなる感染拡大が懸念されている状況に鑑み、本学では当面、下記のように対応します。教職員の皆様におかれましては、常に最新情報を収集し、適切に対処されるようお願いいたします。

1. 海外渡航について

- 1) 連休中及び5月中(当面)に海外渡航を予定している教職員は①行き先②期間③連絡方法を、事前に総務課へ報告して下さい。
- 2) 患者発生国及び地域への渡航は原則禁止します。また、患者の発生・非発生国にかかわらず、不要不急の海外渡航の計画は自粛または延期するようお願いいたします。
- 3) やむを得ず海外渡航(患者の発生・非発生国にかかわらず)した場合には、当面、帰国後3日間の自宅待機とします。なお、自宅待機期間は年休として処理をお願いいたします。

2. インフルエンザ様症状が現れた場合について

インフルエンザ様症状が出現した場合には出勤せずに総務課へ電話連絡して下さい。

海外渡航の有無に関わらず、直ちに病院又は保健所に相談し、感染の有無を確認しその指示に従って下さい。適切な医療を受けるとともに診断結果を総務課に報告して下さい。

3. 緊急連絡方法

緊急連絡網による(別途配布)

4. その他

新型インフルエンザに係る情報については、大学校のホームページ及び校内ポータルサイトのお知らせに留意し対応して下さい。